



新婚世帯に対し
新生活の住宅に係る費用を
最大60万円

補助します

※婚姻日時点の年齢により上限金額が
異なります。

結婚新生活 支援事業

申請
期間

令和8年6月1日(月)～令和9年3月31日(水)

※期間内であっても、申請額が本市の予算額に達した時点で受付を終了します。
※令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に婚姻した方で、令和8年度内に申請せず、
令和9年度に補助金の交付を受けたい場合は、令和9年3月31日までに交付資格認定の
申請が必要です（詳しくは裏面下方太枠内をご確認ください。）



電子申請が可能になりました！

申請フォーム



質問に回答し、必要書類をアップロードするだけで申請可能

※申請前に、対象要件・対象経費・必要書類をご確認ください。



補助対象者

次の全てに該当する方が対象です

- 令和8年1月1日～令和9年3月31日に婚姻
- 申請時、対象の住宅に住民票がある
- 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下
- 夫婦の双方及び同居人に和歌山市税の滞納がない
※申請する前に和歌山市納税課に確認し、滞納がある場合は納付を済ませてから申請をお願いします。
- 令和8年度の夫婦の所得合計が500万円未満
※奨学金を返済している場合は、その返済額を夫婦の所得合計から控除
- 過去に同様の結婚支援の制度による補助金を夫婦共に受けていない
- 申請に係る住居費について他の公的制度による金銭の給付を受けていない
- 夫婦の双方及び同居人が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない
- 申請時、市が指定する（ウを除く。）次のいずれかを夫婦ともに実施している

- (ア) ライフデザイン支援講座
- (イ) プレコンセプションケアに関する講座
- (ウ) 医療機関への妊娠・出産に関する相談
- (エ) 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画に関する講座を含む）

補助金額

夫婦共に**29歳以下** ➡ **最大60万円**

夫婦の双方または一方が**30歳～39歳** ➡ **最大30万円**

※いずれも婚姻日時点の年齢

補助対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの支払い且つ原則婚姻日以降※に夫婦のどちらかが支払った費用を補助します。

※契約内容等により婚姻日以前の支払いが対象になる場合があります。

住宅購入費・建築費（建物代のみ）

婚姻日以前に取得した物件は、婚姻日からさかのぼって1年以内に取得したものに限り

賃料及び共益費（上限3か月分）

敷金・礼金・仲介手数料

勤務先から住宅手当が支給されている場合は、支給額を差し引いた額が対象

引越費用

運輸局の許可を受けている引越業者・運送業者に支払った運送費用のみ

※婚姻日や費用の支払いが令和9年3月末になる場合は、必ず事前の相談をお願いします。

申請方法

●電子申請

申請フォームから申請可能
必要書類をアップロード
(可能な限りPDF形式でお願いします)



●窓口申請

必要書類を全て持参し、
東庁舎2階 子育て支援課窓口へ提出

必要書類

対象者	必要書類	交付先等
全員	① 和歌山市結婚新生活支援補助金交付申請書、和歌山市結婚新生活支援補助金誓約書	子育て支援課窓口または和歌山市HPからダウンロード ※電子申請の場合不要
	② 婚姻日及び婚姻関係が記載された戸籍謄本または婚姻に係る受理証明書	婚姻届けを提出した市町村等又は本籍地の市町村等 ※和歌山市の方は本庁1階市民課
	③ 夫婦の令和8年度所得証明書（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に得た所得）	令和8年1月1日時点で住民票を置いていた市町村等 ※和歌山市の方は本庁2階市民税課
	④ 市が指定する講座の講座受講報告書または関係医療機関の診療明細又は領収書等の写し	講座のリンクはHPに掲載しています ※講座受講報告書は、電子申請の場合不要
貸与型奨学金を返済していた方	⑤ 令和7年1月から12月までに返済した貸与型奨学金の返還証明書等またはその写し（本人名義のもの）	令和8年度の夫婦の所得の合計が500万円を超えている方のみ提出必要

以下は、補助対象経費に応じて必要書類をご準備ください。
勤務先が借り上げる住居（社宅等）にお住いの方は別途ご相談ください。

対象者	必要書類	備考
全員	⑥ 対象の住宅に係る契約書（契約内容が確認できるもの）	重要事項証明書ではありません
	⑦ 対象経費のうち、該当する費用が確認できる領収書・明細内訳書・通帳の写し等	支払者（フルネーム）、支払日、支払金額、支払費目等を確認できるものが必要。1点で確認できない場合、複数点用意していただく場合があります。 ※賃貸の場合、保証料、鍵交換、クリーニング代などの費目は対象外
賃貸物件の方のみ	⑧ 住宅手当支給証明書、住宅手当不支給申告書、給与明細のうち必要書類を夫婦それぞれ提出	※住宅手当不支給申告書は、電子申請の場合不要
引越費用を支払った方	⑨ 引越費用に係る領収書（支払者（フルネーム・但し書記載）など支払内容がわかる書類	運送費用のみ対象（エアコン設置、不用品処分などの費用は対象外）

令和8年6月1日～令和9年3月31日の間に申請せず、令和9年度に補助金の交付を受けようとする夫婦は、**②③⑤（⑤は該当する方のみ）に加え、和歌山市結婚新生活支援事業補助金交付資格認定申請書（様式第7号）**を提出し、交付資格認定を受けてください。

※**交付資格認定を受けた翌年度の本市の予算が成立しない場合は、交付資格認定は無効**となります。

※**交付資格認定を受けた翌年度に補助金の交付を受けることができるのは、和歌山市結婚新生活支援補助金交付要綱第3条第3項各号のいずれにも該当する世帯**です。

和歌山市 福祉局 こども未来部 子育て支援課

TEL : 073-435-1329

E-mail : kosodate@city.wakayama.lg.jp

HP

メール

申請フォーム

